

取扱区分：「公開」

平成26年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年4月10日(木) 午前10時15分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年4月10日(木) 午前10時15分 ~ 10時51分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
報告第15号	農地法第3条の規定による届出について	1件
報告第16号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第17号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	11件
報告第18号	非農地証明について	14件
報告第19号	農業生産法人報告書の提出について	4件

4 出席委員

第1番	久保忠雄君	第2番	笠井保雄君
第3番	河内邦雄君	第4番	大田幹代君
第5番	杉村洋治君	第6番	歳光時正君
第7番	福田栄司君	第8番	岩田学君
第9番	村木実君	第10番	松田孝行君
第11番	徳原尚一君	第12番	山崎光夫君
第13番	水井規雅君	第14番	石村敏昭君
第15番	實近浩司君	第16番	白石純治君
第17番	小林一雄君	第18番	古谷幸男君
第19番	福田みどり君	第20番	杉村龍男君
第21番	藤井和典君	第22番	梅田洋治君
第23番	椎木人志君	第24番	大江静人君

第26番 江 波 一 男 君 第27番 田 中 榮 作 君
第28番 野 村 一 男 君 第29番 藤 井 孝 君
第30番 西 田 孝 美 君 (職務代理者)
第31番 杉 村 勝 美 君 (会長)

5 欠席委員

第25番 弘 中 壽 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 西 村 一 成 次長補佐 徳 本 純 子
書 記 林 和 史

事務局

皆さんおはようございます。事務局の●●でございます。

4月1日付けで、事務局長に着任いたしました。引き続き、よろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、山口県農業共済組合の設立に伴い、4月1日付けで東部農業共済組合の選任委員でありました、●●委員が退任となり、後任として●●委員が就任されましたので、●●委員よりご挨拶をお願いいたします。

【●●委員 挨拶】

なお、●●委員より、退任に当たってのご挨拶文を預かってまいりましたので、皆様のお手元にお配りしております。よろしくお願いいたします。

続きまして、4月1日付けの人事異動についてご報告いたします。

【人事異動報告】

それでは、●●農林課長が来ておられますので、ご挨拶をお願いします。

【挨拶】

ありがとうございました。

続きまして、●●農政畜産担当課長補佐より、農林課の予算概要について説明をお願いいたします。

【予算概要説明】

ありがとうございました。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第25番弘中 壽委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時15分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、委員の交代に伴い、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、一部、議席及び議席番号の変更を行います。

これより、議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第10番、松田孝行委員さん、第24番、大江静人委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

まず、議案第8号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

1番から、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の市街化区域の大字●●字●●●、字●●、字●●●に所在する農用地区域外農地の田2筆、畑3筆の計5筆で、合計面積は、3,791平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地を相続しましたが、県外在住により耕作できないため、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、耕作されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、現在も申請地を耕作されており、申請地を譲り受け、引き続き耕作されるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込されます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある

日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は97アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、季節の野菜を栽培されるほか、果樹を植栽されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第22番

22番の●●でございます。現地を確認いたしました。いずれも、農業従事者4名で営農に一生懸命取り組んでいらっしゃいます。譲渡人は、県外在住で事務局の説明のとおり耕作できません。譲受人外1名となっておりますけれど、これは親子です。子供さんは、59歳です。農業従事者4名で規模拡大を図られるものです。譲受について特に問題はありません。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

2番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●、字●●●に所在する農用地区域内農地の田2筆で、合計面積は、2,200平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、申請地を譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、定年後地元へ帰り、自己所有の農地を耕作されておりますが、今後●●地区のは場整備事業が計画されているため、農地を増やして、耕作の利便性を図られるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は76アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●でございます。現地調査報告をいたします。去る3月30日に譲受人と現地にて調査を実施いたしました。なお、申請地は現在利用権設定にて譲渡人のいところが耕作しておりまして、●●地区は場整備事業も進展する中で、これを機会に弟の譲受人に贈与するものでありまして、また、土地改良区としても地区外の地権者が一件減少することで負担が少なくなりまして、また、記載内容も正当であり問題ないものと考えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。

申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●●、字●●●に所在する農用地区域内農地の田5筆、農用地区域外農地の田4筆、畑3筆の計12筆で、合計面積は、9,464平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、父である譲渡人は、高齢により耕作困難となったため、子である譲受人が、後継者として申請地を譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前から耕作の補助をしており、耕作放棄地とならないよう農地を有効に活用されるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は94アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか畑地は作物の種類を広げ、耕作規模を拡大されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番●●です。譲受人、譲渡人は親子です。そして譲受人は市の職員でもあります。今まで親を手伝いながら市役所に出ていましたが、譲渡人が高齢

になったという事で全部譲り渡して兼業で市役所に出ると言うことです。水稲を作るという事は皆さんご存知のとおり結構お金がかかります。トラクターも肥料も買う必要があり、同じ家に住んでいても金銭的なやり取りとか親子でも厳しいところがあります。全部息子さんに任せて本腰でやってもらいたいとの考えらしいです。我々の時代には、農業者年金を親が受ける時には経営移譲という形ですべて譲り受けていましたが最近、そのようなことが減ってきていて3条申請でしないと息子さんに譲り渡すことができない様で、こういう事も仕方ないかなと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

22番

ちょっと教えて下さい。今、●●さんが言われたように農業者年金の受給者であると。これは。

8番

いいえ、私の親の時代は農業者年金の時代であるという事です。

22番

この議案について私が教えてほしいのは、親子関係で権利移動は普通使用貸借ならいいけど親子関係で権利移動が生じると言うのは、税金の関係があるのでしょうか。亡くなられたら相続ですが、贈与という事ですか。評価が低いのかも知れませんが、税金もからむし少し不思議な感じがしたものですから。なんでわざわざ権利移動するのかなと思いました。

8番

農業経営するにはお金がかかる。譲受人と話したところ支出は自分がし、収入は自分になっていないので支払ばかりなので3条で正式にして収入、支出の関係をはっきりさせたいとの考えで農業経営を兼業でやりたいとのこと

です。兼業ですが主は市役所勤務です。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

これで質疑を終了いたします。

議案第8号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第15号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。報告第15号「農地法第3条の規定による届出について」を、ご説明いたします。

今回の届出については、●●地区の大字●●字●●●、字●●●に所在する原野3筆、山林3筆について、農地保有合理化法人である「公益財団法人やまぐち農林公社」が売買事業により、一旦買い受けられるものでございます。なお、登記地目は原野、山林ですが、現況は、樹園地となっております。

農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の許可が必要となりますが農業経営基盤強化促進法第8条第1項に規定する農地保有合理化法人が、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業の実施により権利を取得する場合には、農地法第3条第1項のただし書き規定、第13号により、許可は不要とされております。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理いたしましたのでご報告いたします。今後、農地法第3条の規定による許可申請書が提出される予定でございます。

以上でございます。

議長

只今の報告第15号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

3番

やまぐち農林公社が買う場合は農振、農用地内という事を聞いているが、これは地目が原野、山林ですが現況主義と思うが、その辺は、問題ないのですか。もう一点、やまぐち農林公社が買い受けた場合の今後どうなるのか、どう考えておられますか。

事務局

おっしゃるとおり、農振、農用地として農林課に指定してもらっています。地目は原野、山林ですが、現況は樹園地なので農地台帳に登録しています。もう一点、今後ですが現在は公社の所有となっておりますが先程申しあげましたとおり、3条申請で梨を栽培される方に所有権移転される予定となっております。

議長

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。報告第16号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第16号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第16号を終わります。

続きまして、報告第17号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページから6ページをお願いいたします。報告第17号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は11件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第17号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第17号を終わります。

続きまして、報告第18号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページから9ページをお願いいたします。報告第18号「非農地証明について」を、ご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。

今回は14件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

ます。

議長

只今の報告第18号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

20番

6番から12番は土地改良でこれらは、事業完了の整理がされていなかったという事ですか。

事務局

これらの土地につきましては、平成12年に土地改良事業が行われ、この時に当該土地について非農用地ということで指定されておりました。当初からこれらの土地については、農地ではないということで整備されたという事です。本来なら宅地又は雑種地という事で手続きされるべきだったものと考えられます。今回、申請が出ましたのでこのことにより証明をした次第です。

8番

ほ場整備をしたら登記をしますよね。その時私たちの所は、換地は田で登記します。こういうこともあるんですね。換地を田で置いてなかったらこういうことをする必要はないですよ。ほ場整備が完了した時に地区全体を登記し直しますからね。その時換地した所は、手続しますよね。

30番

当時、私が担当した所ですが、本来なら平成12年に換地処分をした訳です。ですので当時、それぞれが届出をして農地から宅地にしなければならなかった。制度上もう非農用地ということで宅地にするという事を前提としていた訳ですが、この方々は、そのまま田で置いたままにしていて事務的な処理が未了であったという事です。換地としては宅地とした訳です。農家の二男や自分の宅地のための土地を取得したものです。土地改良法の中で最大500平方メートルですが、制度上取れるという事があるんです。ほ場整備地区内ですので、それで今回ようやくこういう手続きをされたという事です。本来なら5年以内に登記すべきだったものであります。約束を守っていなかったもの

です。

8 番 今後、所有権移転ができますよね。

30 番 今後はできます。当初は家を建てるという事で換地処分した訳ですが、実際には全然やってないです。

8 番 ほ場整備した所は農振地域でしょう。農振地域にこういう土地があると言
うのは、おかしいのではないのでしょうか。

30 番 この部分だけは土地改良法で農用区域から外れています。いわゆる非農用
地ですから、宅地にする又は、工場用地にするなど特例で認められています。
特例中の特例という事です。減歩もないし、負担金もありません。

8 番 皆同じような面積ですよ。

30 番 個別では虫食い状態になるのでまとめて団地なら認めると中四国農政局の
特認を得て行ったものです。

議長 他にありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第18号を終わります。

続きまして、報告第19号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と
説明をお願いいたします。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。報告第19号「農業生産法人報
告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定に
より、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に

報告しなければならないとされているものでございます。

今回は4件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第19号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第19号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時51分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年4月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 勝 美

委 員 大 江 静 人

委 員 松 田 孝 行